

居宅介護支援

令和3年度介護保険制度改正におきまして、新たに追加された運営基準減算の内容につき、改めて次の項目につきまして周知させていただきますので、取り扱いに遺漏なきようお願いいたします。

項目

契約時の説明について

現時点で厚生労働省より発出されている通知等に基づきお知らせしております。厚生労働省よりQA等が発出されることにより取り扱いが変更される場合もありますので、今後、厚生労働省より提供される情報をよくご確認ください。

堺市

利用者等に説明する内容

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、

- ①前6月間に作成した居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合
- ②前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護ごとの回数の中に同一のサービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)

前6月間とは

毎年度2回、次の期間におけるケアプランを対象とする。

- ① 前期(3月1日から8月末日)
- ② 後期(9月1日から2月末日)

説明する時期

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、重要事項説明書の内容等を説明するとき。

説明方法

※ ①～③の全てを行うこと。

- ① 文書を交付すること。
- ② ①について口頭での説明を懇切丁寧に行うこと。
- ③ 利用者が理解したことについて、利用者から署名を得ること。

令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者について

令和3年4月以降初回ケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましい。

<例>令和3年4月に開設した事業所の場合

- ・4月1日～8月末日に作成されたケアプランが対象となり、この数をもとに割合を算出すること。

4月～8月の契約者

- ・契約時の説明は不要。
- ・9月以降のモニタリングやケアプランの見直し時等に説明。

9月～翌年2月の契約者

- ・4月1日～8月末日に作成されたケアプラン数により算出した割合で説明

翌年3月以降の契約者

- ・直近の①前期もしくは②後期の割合により説明すること。

<例>重要事項説明書

第●条

事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

<例> 別紙

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 ●% 通所介護 ●% 地域密着型通所介護 ●% 福祉用具貸与 ●%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%
通所介護	△△事業所 ●%	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%
地域密着型通所介護	△△事業所 ●%	△△事業所 ●%	××事業所 ●%
福祉用具貸与	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%

運営基準減算

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、前6月間に居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等の割合等について文書により交付を行っていない場合は、運営基準減算として減算適用後の単位数を算定する。

減算適用開始

令和3年4月1日(契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで)

減算単位数

- | | |
|-------------|---------------|
| 1か月 | ➡ 所定単位数の50%減算 |
| 2か月以上継続する場合 | ➡ 所定単位数は算定しない |

現時点で文書を交付することによる説明ができていない事業者におかれましては、早急に文書を交付して説明していただくとともに、報酬について過誤調整をしていただきますようお願いいたします。

詳しくは、下記**厚生労働省ホームページ**から**省令、告示、通知、QA等**をご覧ください

令和3年度介護報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html 

介護報酬改定に関する省令及び告示

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和3年厚生労働省告示第73号）

介護報酬改定に関する通知等

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について

介護報酬改定Q & A

令和3年度介護報酬改定Q & A (Vol.3)